

第58回生命倫理専門調査会での「ES細胞等からの生殖細胞作成に係る検討状況について」の意見・質問

前回の意見・質問	コメント
「ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」第18条第4項「提供された細胞について遺伝子の解析が行われる可能性がある場合には、その旨及びその遺伝子の解析が特定の個人を識別するものではないこと。」は連結不可能匿名化ということか。	連結不可能匿名化を求めるという趣旨ではない。プライバシーの観点からの個人情報の保護である。(文部科学省回答) なお、現行「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」第24条第3項に同じ規定がある。(事務局コメント)
「ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」第18条第9項「インフォームド・コンセントの撤回の方法及び手続」の撤回時期はいつまでか。	指針では撤回の時期までは一律には明記していないが、撤回の方法、手続、時期をインフォームド・コンセントに明示してもらうことを想定している。(文部科学省回答)
未成年者から細胞の提供を受ける場合、生殖細胞を作成する可能性はあるのか。	規定上は未成年者を必ずしも排除はしていないが、未成年者や同意能力を欠く方から提供を受ける場合は、代諾者となるべき者のインフォームド・コンセントを受けるものとする。(文部科学省回答)
今後、胚の作成も可能とすることを担保するような、インフォームド・コンセントの書き方というのを考えてもよいのではないか。	胚作成を容認するかどうかの方針が決まっていない段階で、容認された場合は胚を作成してもよい、というインフォームド・コンセントを取れるかどうかは、慎重な議論が必要ではないか。(文部科学省回答) インフォームド・コンセントの段階で、胚までつくることを同意したとしても、連結不可能匿名化であれば、同意の確認はできなくなるのではないか。(委員ご意見)
ヒト胚まで作成してよいかどうかという議論をきちんとしておく必要がある。	
ES指針は生命倫理専門調査会の議論が必要だけれども、iPS指針についても総括的にこの問題をどう考えるのかという議論は必要。	ES指針の答申をiPS指針にも反映させる。(文部科学省回答) なお、反映が不十分であれば、反映させるように総合科学技術会議から指示(意見具申)することもできる。(事務局コメント)

前回の意見・質問	コメント
ES細胞と横並びではなく、iPS細胞についてどのように考えていくのかを、この会を含めて議論をしていくことが必要ではないか。	連結可能匿名化、連結不可能匿名化については、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針にも係る話である。(文部科学省回答)
人クローン胚からES細胞を樹立して、それから生殖細胞をつくることは許可されるのか。	他に治療法のない難病等のための再生医療のための基礎的研究には該当しないと考えられるため、許可されていない。(文部科学省回答) それを変えるには、ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方についての改訂が必要。(事務局コメント)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針を改正する議論が必要。	文部科学省において、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の見直しの検討を行う委員会が設置されることになったので、そこでの検討に期待。(事務局コメント)